

○東京都市町村職員退職手当組合職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

(昭和44年10月6日)
規則第1号

改正 昭和46年 6月19日 規則第1号
昭和47年 2月 2日 規則第1号
昭和48年 4月 1日 規則第2号
昭和48年11月27日 規則第3号
昭和49年12月 5日 規則第2号
昭和50年12月27日 規則第3号
昭和51年12月15日 規則第5号
昭和52年12月21日 規則第4号
昭和53年12月25日 規則第5号
昭和54年12月24日 規則第4号
昭和55年12月24日 規則第1号
平成 元年 4月26日 規則第1号
平成15年12月24日 規則第2号
平成21年 3月31日 規則第2号
平成22年 4月 1日 規則第4号
平成25年 3月29日 規則第2号
平成27年 3月31日 規則第2号
平成28年 3月31日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、東京都市町村職員退職手当組合職員給与に関する条例（昭和40年条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条及び第5条の規定により、職員の初任給、昇格及び昇給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(級別資格基準表)

第2条 級別資格基準表は、別表第1に定めるとおりとする。

(職務の級の決定)

第3条 新たに職員となる者の職務の級は、次の各号のいずれか一の基準により決定する

ものとする。

- (1) その者の職務の級を決定しようとする場合、その職務が特殊の知識を必要とし、複雑、困難及び責任の度が選考の場合より高度で、かつ、その者が相当の経験を有する場合は、5級及び4級に決定することができる。
- (2) その者の職務の級を前号に掲げる職務の級以外の級に決定しようとする場合は、その決定しようとする職務の級について、級別資格基準表に定める資格を有すること。

(号給の決定)

第4条 新たに職員となった者の号給は、次の各号のいずれか一の基準により決定するものとする。

- (1) その者の職務の級が前条第1号の規定により決定された場合は、現に在職する同じ職務の級にある職員と、その職務について免許、経験等から均衡を失しない範囲の号給とする。
- (2) その職務の級が前条第2号の規定により決定される場合は、その者の資格に応じて第5条第1項に定める初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給とする。ただし、その職務について免許、経験等を有する場合には、別表第2に定める経験年数換算表により換算された年数を基礎として得られた号給とすることができる。

(初任給基準表)

第5条 初任給基準表は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 新たに職員となった者の給料月額決定について、前条第2号による場合、著しく他の職員と均衡を失すると認めるときは、同条同号の規定にかかわらず、これによらないことができる。

(昇格)

第6条 職員を昇格させるときは、資格基準に従い、その者の資格に応じて、1級上位の職務の級に決定するものとする。

- 2 職員の経験年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数に達しているときは、前項の規定による職務の決定について必要な資格を有するものとする。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるときは、同表に掲げる必要経験年数の6割以上10割未満の年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

3 現に職員である者が、級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得した結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別な場合の昇格)

第7条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は重度心身障害となった場合は、前条の規定にかかわらず昇格させることができる。

(昇格の場合の号給の決定)

第8条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別表第4に定める昇格時号給対応表により得られる号給とする。

2 前項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前項の規定にかかわらずその者の号給を決定することができる。

(降格の場合の号給の決定)

第9条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

(1) 降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給が降格した職務の級における号給のうちにあるときは、その額の号給

(2) 降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給が降格した職務の級における号給のうちになくときは、当該号給の直近下位の額の号給

(3) 降格した日の前日に受けていた号給が、降格した職務の級における最高の号給の額を超えているときは、降格した職務の級の最高の号給

2 前項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前項の規定にかかわらずその者の号給を決定することができる。

(昇給日及び勤務成績の証明)

第10条 条例第5条第1項に規定する管理者の定める日は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）又は管理者が別に定める日とする。

2 給与条例第5条第1項に規定する管理者の定める期間は、昇給日の属する年の前年の3月1日から2月末日までの期間又は管理者が別に定める期間とする。

3 給与条例第5条第1項の規定により昇給させるには、その者の職務について監督する地位にある者から、昇給させようとする者の勤務成績についての証明を得て行わなければならない。

(昇給の基準)

第11条 給与条例第5条第1項の規定により昇給させる場合の号給数は、4号給を標準として6号給の範囲内とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、当該号給数とは別に4号給の範囲内で号給数の調整を行うことができる。

2 前条及び前項により昇給させる場合の基準は、あらかじめ管理者が別に定める。
(特別な場合の昇給)

第12条 勤務成績の特に良好な職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、4号給の範囲内で給与条例第5条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(一定年齢を超える職員の昇給)

第13条 条例第5条第3項に規定する職員に関する第11条第1項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「0」と、「6号給」とあるのは「2号給」とする。

(昇給号給数の上限)

第14条 給与条例第5条第1項の規定により昇給させようとする日に、前2条に規定する昇給の号給数が、その者が属する職務の級の最高の号給の号数から昇給させようとする日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の号給数は、これらの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(号給決定の特例)

第15条 現に職員である者が上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給に達するまで上位に決定することができる。

(この規則の特例)

第16条 この規則により難い事情があると認められるときは、管理者において別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。
- 2 この規則の施行前にすでに在職する職員について、この規則によって改正された従前の規定に基づき初任給を決定された者の給料については、管理者は、均衡を失しない範囲において調整することができる。

附 則 (昭和46年6月19日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年2月2日規則第1号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日規則第2号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月27日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年12月5日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月27日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月15日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年12月21日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年12月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年12月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年12月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年12月24日規則第2号)

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表級別資格基準表

学歴免許	職 務 の 級			
	1 級	2 級	3 級 (係長相当職)	3 級 (課長補佐相当職)
大 学 卒		6	4	5
	0	6	10	15
短 大 卒		8	4	5
	0	8	12	17
高 校 卒		10	4	5
	0	10	14	19

備考

職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許を有するものが当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

別表第2（第4条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経 歴 の 種 類	職員の職務との関係	換 算 率	備 考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りでない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	8割	
	その他のもの	5割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5割	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割	他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りでない。
	その他のもの	2割5分以上 5割以内	同 上

備考

換算年数の1年未満については、6月未満は切り捨て、6月以上は切り上げ1年とする。

別表第3（第5条関係）

行政職給料表初任給基準表

学 歴 免 許	初 任 給
大 学 卒	1 級 2 9 号 給
短 大 卒	1 級 1 7 号 給
高 校 卒	1 級 5 号 給

別表第4（第8条関係）

昇格時号給対応表

行政職給料表

昇格の日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	1
19	1	11	1	1
20	1	12	1	1
21	1	13	1	1
22	1	14	2	1
23	1	15	3	1
24	1	16	4	1
25	1	17	5	1
26	1	18	6	1
27	1	19	7	1
28	1	20	8	1
29	1	21	9	1
30	1	22	10	1
31	1	23	11	1

32	1	24	12	1
33	1	25	13	1
34	2	26	14	2
35	3	27	15	3
36	4	28	16	4
37	5	29	17	5
38	6	30	18	6
39	7	31	19	7
40	8	32	20	8
41	9	33	21	9
42	10	34	22	9
43	11	35	23	10
44	12	36	24	10
45	13	37	25	11
46	14	37	26	11
47	15	38	27	12
48	16	38	28	12
49	17	39	29	13
50	18	39	30	13
51	19	40	31	13
52	20	40	32	14
53	21	41	33	14
54	22	42	33	14
55	23	43	34	15
56	24	44	34	15
57	25	45	35	15
58	26	45	35	16
59	27	46	36	16
60	28	46	36	16
61	29	47	37	17
62	30	47	38	17
63	31	48	39	17
64	32	48	40	18
65	33	49	41	18
66	34	50	42	18
67	35	51	43	19
68	36	52	44	19

69	37	53	45	19
70	38	53	45	20
71	39	54	45	20
72	40	54	46	20
73	41	55	46	21
74	42	55	46	21
75	43	56	47	21
76	44	56	47	22
77	45	57	47	22
78	46	57	48	22
79	47	58	48	23
80	48	58	48	23
81	49	59	49	23
82	50	59	49	24
83	51	60	49	24
84	52	60	49	24
85	53	61	50	25
86	54	61	50	25
87	55	61	50	26
88	56	61	50	26
89	57	62	51	26
90	57	62	51	27
91	58	62	51	27
92	58	62	51	27
93	59	63	52	28
94	59	63	52	28
95	60	63	52	29
96	60	63	52	29
97	61	64	53	29
98	62	64	53	30
99	63	64	53	30
100	64	64	53	30
101	65	65	53	31
102	66	65	54	31
103	67	65	54	31
104	68	65	54	32
105	69	66	54	32

106	70	66	54	32
107	71	66	55	33
108	72	66	55	33
109	73	67	55	34
110	73	67	55	34
111	74	67	55	34
112	74	67	56	35
113	75	68	56	35
114	75	68	56	36
115	76	68	56	36
116	76	68	56	37
117	77	69	57	37
118	77	69	57	37
119	77	69	57	38
120	77	69	57	38
121	78	70	58	39
122	78	70	58	39
123	78	70	58	40
124	78	70	58	40
125	79	71	59	40
126	79	71	59	41
127	79	71	59	41
128	79	71	59	42
129	80	72	60	42
130	80		60	43
131	80		60	43
132	80		60	44
133	81		61	44
134	81		61	45
135	81		61	45
136	82		62	45
137	82		62	46
138	82		62	46
139	83		63	46
140	83		63	47
141	83		63	47